

会 議 録

会議の名称	平成26年度第1回緑化審議会				
開催日時	平成26年7月15日(火) 午後1時30分から午後4時30分				
開催場所	本庁舎3階 庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・室岡孝洋職務代理、大塚恵美子委員・蜂屋健次委員・佐藤真和委員・金子一男委員・小俣嘉委員・島崎喜美子委員・和田安希代委員・小嶋博司委員・肥沼和夫委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・肥沼まちづくり部次長・有山みどりの係長・林主事・新井主事</p> <p>●欠席者： 小松賢委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 まちづくり部長挨拶</p> <p>3 緑化審議会会長挨拶</p> <p>4 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 諮問事項審議</p> <p style="padding-left: 40px;">「公共の緑の植生管理のあり方について」</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) その他</p> <p>5 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1. まちづくり部次長開会。</p> <p>2. まちづくり部長より挨拶。</p> <p>3. 緑化審議会会長より挨拶。</p>					

4. 議事

○会長

それでは、議事の方を進めて参りたいと思います。私が作りました資料1-①と②をご覧ください。資料1-①は資料の1-②に書いた項目を抜き出したものです。目次として流れが分かる様に意識しました。資料1-②は、資料1-①の項目に内容を足していったものです。資料1-②は前回までに委員の皆さんに頂いた意見で箇条書きに出来るようなものをなるべく入れました。近々に頂いた意見に関しては十分に拝見することが出来ませんでしたので、今日の議論で加えていきたいと思っています。それから、お伝えしておかなければならない事として前回たたき台としてお示した章立て(案)は、総合計画や緑の基本計画など市の策定した計画と重複しないように考えると、市の緑がどこにあるとか、緑が少なくなったといった他の計画で触れている情報に関しては、わかっているという前提で省き、直ぐに核心に入れるような形に変更させて頂きました。お認め頂ければ、項目に従って議論を進めさせていただいて、各項目に関して皆さんに特にご意見いただきたいのは、入れなければいけない項目と、あの場所が例としては非常に重要だといった事が、私自身把握出来ない部分が多分にありますので、どこまで具体的に入れるか、また具体的な所を入れましょうという形で議論を進めさせていただけると、うまく纏まると思います。それから、資料の後ろの方に参考資料を付けました。これは、答申案の中に盛り込むよりも、こういった参考資料を基に答申案が作られましたという意味合いを含めて添付することを考えました。1.が検討方針になっていまして、どういう風に検討したかという事ですが、まだ成文が出来ていない状態です。2.はこれまでに皆さんで見歩いた所に関して要点を箇条書きにしてありますが、文章にした方が良いかも知れません。3.は私が前回お配りした参考資料の中の、雑木林の管理です。前回のものを更に整理しまして、雑木林に関して紹介しています。大きく分けて、答申の構成とそれに関する参考資料の二部構成になっています。

今日の議論は、答申案の構成内容に関する議論です。この資料を辿りながら、何を盛り込むべきか、文言はこういう言い方の方が良いとか、箇条書きの文あるいは成文、一つずつご議論いただきたいと思っています。まだ案に盛り込めていない委員から頂いた資料は該当する内容の所で考えをお示し頂ければと思います

では、1章から行きましょう。「はじめに」という事で、市としては色んな角度から緑を考えているという事。2番目に実際に市民も活動に参加しているという事。3番目は、具体的なものを求めて諮問されたという事。4番目は、具体的な活動内容に基づいて答申しますという内容を箇条書きしています。4番目に関しては、職務代理に頂いた文章をそのまま載せています。他に記載した方が良いことは有りますか。事務局の方、3番目の所の市長からの諮問文は参考

資料に入っていますか。

○事務局

諮問文そのものは、まだこの中にはお入れしていませんので、よろしければ諮問文をPDF化したものをこちらの後段などでお示しさせて頂ければと思いますが如何でしょうか。

○会長

そうですね、まず箇条書きの3番目に市長からの諮問内容を入れる必要がありますよね。それに関してはどこかに記載がありますか。

○事務局

参考資料の中の「諮問を受けての進め方の検討」の所で諮問した経過や内容は、前段で触れさせて頂いておりますが、その文章をもしよかったら転記しては如何でしょうか。

○会長

そうですね。それと諮問を受けた日にちですね。12月でしたか。

○事務局

はい。12月16日になります。

○会長

という事で、内容を参考資料から移せばいいですね。どうでしょうか、他に何か入れた方がよいということは有りませんか。ないようですので、事務局が市の側としてここは成文してください。私、いただいて修正します。1章はそれで良いですか。

○全委員

(同意)

○会長

では、本題の2章に進みます。2章はどんなタイプの緑があるかという事を区分してその現状と問題点を一つ一つカテゴリー化して示しています。まず、1番目平地の雑木林と書いてあります。このタイトルで良いか分かりませんが、これは、地形を多く見た場合に平らな所に作られている雑木林と斜面の雑木林と屋敷林に大きく分けられると思います。実際に八国山を入れると性質が違いますが、雑木林に八国山は入れた方が良いですか。その管理の方に繋がっていくんです、後ろの方が。目次を見て頂くと、平地の雑木林、斜面の雑木林、屋敷林としてありますが、それと対応するように平地の雑木林、斜面の雑木林、屋敷林の提案となっています。ですから、今度はこちらに八国山を入れると、対応する部分にも記述を入れなければならないのですが、八国山は東京都が管理しているので東村山市に対しての答申に記載するのはどうかと考えています。

○委員

八国山は東京都主体ですが、その中で東村山市の役割は何ですか。

○事務局

八国山について維持管理は全て東京都が行っています。ですので、東村山市として東京都に申し入れるという事は、維持管理については有りませんでした。

○委員

そうなる、答申に記載する意味は無いように思います。

○会長

そうですね。緑としては重要ですが、管理としてはどうでしょうか。

○職務代理

公共の緑の植生管理のあり方についての諮問ですよ。その公共の中に含めるかどうかという事だと思うのですが。八国山は、東村山にとって丘陵地帯の特徴的な緑だと思いますので、東京都がどういった管理をしているのかを含めてさらっと触れた方が、我々がやってきた事が表現されるかと思います

○会長

すると、丘陵ですので斜面の雑木林に加える訳にはいきませんよね。丘陵の雑木林があればそれが一番ですよ。東村山市で一番重要なのは、面積的に広い平地の雑木林だと思います。その次に重要なのは、斜面の雑木林ですね。

○事務局

3章、4章と呼応する形でお作り頂いているという事ですので、八国山緑地は管理主体が東京都という事を含めまして、お話がありましたように東村山を代表する非常に大きな緑になりますので、参考資料の現地視察の項目で触れて頂いていますが、もう少しボリュームアップして頂いて、管理の内容などをこちらで触れて頂く形では如何でしょうか。現地を見に行っただけと内容がありましたので、管理の形態といったことも含めてそこの中に盛り込んで頂いて、それとは分けて今後市としてすべきところを、現地視察の中でももう少しボリュームを状況も含めて加えて頂くという形で如何でしょうか。

○会長

わかりました。では、文章の9番目に八国山を作りましょうか。それで、提案の方には入れないという事で。

○委員

2章で緑地のタイプの特徴が大まかに書かれている所に、丘陵としての八国山の恵み、例えば北川の水源になっているとか、そういう事の中で少し触れて頂けると良いかなと思います。

○会長

そうですね。皆さん賛成の様ですので入れましょう。恵みというのも良いですし、重要な丘陵の緑ですからね。管理もしているという事で、ここの現状と問題点という所に関しては入りますね。問題は、提案に関しては入れなくていいですか。入れても、東京都と強調してやっていくべきだ、位しか入らないと思いますが。

○委員

都に提案する物ではないという扱いの中で、それを敢えて提案として挙げるのは如何なものかと思います。

○委員

八国山の直ぐ脇に、せせらぎの郷があると思うのですが、東村山の平地の雑木林の所に入るかとは思いますが、里山として暮らしの中にあつた事の一つの象徴としてせせらぎの郷が唯一里山の姿を残しているの、大切にしていけないといけないのではないかと思うのですが。

○会長

わかりました。少しイメージが湧いてきました。やはり、大事な部分なので一番に持ってきてみましょう。平地の雑木林の前に丘陵を作り、それから平地におろして、斜面におろして、そして河川におろしていくという形にしましょう。せせらぎの郷というのはどのあたりですか。北の山の方ですか。

○事務局

せせらぎの郷は多摩湖緑地ですので、八国山と直接は接していません。

○会長

せせらぎの郷や北山公園を含めた一帯を管理すべきだ、という事を書くという事でよろしいですか。

○委員

せせらぎの郷と八国山では場所が全然違いますか。

○委員

東村山の緑を守つたという歴史の中では、八国山緑地と北山公園が東村山市の行政が関わつた市民運動を展開して、東京都に買って頂いたんですね。買って頂く前段として職務代理の資料に書いてある通りなのですが、三代前の市長の想いで、現在の北山公園の所をデベロッパーが土地を買収して田んぼや緑地が無くなってしまうということで、当時で言えばお金もないのにデベロッパーから市が土地を買い戻して、結果として北山公園部分は市が管理するから、八国山は東京都が買って欲しいという事になった。八国山は地権者が多くいますので、その地主交渉は市がやって欲しいとか。東村山の緑というとやはり、中央公園もそうですが北山公園と八国山ですから、デベロッパーから買い戻したことで、あの緑が残つたという事があります。

とはいえ、今回の諮問は公共の緑地管理ですよね、私としては事務局の提案の通り別添の参考資料のところで良いのではないかと思います。ただ、分厚くして職務代理に書いていただいたデータ等を含めて入れて頂いたら如何でしょうか。ボランティア含めプロがやっているから管理が素晴らしいですよね、しかしあくまでも東京都が管理している所ですので、章立ての中に丘陵の雑木林として入れるのは、どうかと思います。そういった思いがあり市民運動を展開した経過を経て今の緑があるという思いは絶対載せて頂いて、事務局の提案の通り資料として出していただいた方が良いでしょう。

○会長

3つ問題がありますね。具体的に管理に焦点を当ててやるか、歴史は大事なポイントなのでどういう経緯があったのかという所までにするか、歴史や経過を強調して含みこみという風にしていた方が良いでしょうという提案まで入れるかの3つ考え方がありますね。

○委員

東京都と協力して管理するというのであれば、この提案も意味があると思うのですが、今ご提案のあった通り、実際そういう経緯がある中で東京都に管理を委ねている状況ですよね。何らかの形で、経緯を入れてこれからの理想像を入れるのは構わないですが、東村山としてこういう風にやっていったらどうかという事を、提案として入れるのは私はどうかと思います。

○委員

歴史的な経過などを含めながら東村山の緑を形作っているものは何かといった時に、三章の緑地のタイプと現状の問題点という中に八国山を挙げておかないと、市民がご覧になった時に東京都が管理していても市民としては管理している所を意識して歩いている訳ではありませんので、管理は市が全面的にやれるものではないという一文は必要かもしれませんが、最初に入っていないとおかしいように思います。

○委員

私は、東京都が管理している八国山、中央公園それから全生園は東村山に緑地としてあるが、管理は東京都なので別添にて触れることにする、という文言を入れて別添に加えた方が良いでしょう。

○会長

ありがとうございます。私も同じような事を考えていました。2章の初めに東京都の管理地の八国山、その辺の項目を入れて、職務代理が書かれた要点の所を入れて、今回の提案の部分からは外すという形にして進める方が良いでしょうと思いますが、よろしいですか。

○全委員

(同意)

○会長

では、そうしましょう。資料1-②の2章の最初に八国山、中央公園、狭山公園や全生園といった重要な緑があり東京都や国との協調で動いているという事を入れます。

○委員

よろしいですか。全生園というものと、中央公園は東村山市にとっては全く意味が違う。町ぐるみで守ってきたもの何もしなければ無くなっていたものと、全生園や小平霊園も大きな緑ですが、東村山市が関与する・しないの問題ではなく守ってきたもの。まさに歴史を振り返ると八国山と中央公園は何もしなければ宅地になっていた場所だと思います。切り分けて2章で、というのも良いと思うのですが、都営住宅を含めて東京都の緑だから、管理が東京都だからという言い方を平気でしてしまうのですが、それは住民には関係のない話です。現状では、管理が及ばないだけの話であって市民の緑だという事は変わりません。もちろん、現状の管理は東京都ですが、東村山市の主体性をちゃんと我々が認識した上で作っていくという事も、大事だと思いますので、是非そこは明確な位置付けをした上で進めて頂けたらと思います。

○会長

わかりました。では、2章に八国山、中央公園、狭山公園、全生園は非常に重要な位置にある緑であるという事と参考資料にも記載があるという事を書いて、2章では主に市が主体となって管理している場所に関して議論する、という示し方をしましょう。

では1番目として平地林、これは委員から頂いた資料の内容も入れてあります。要するに、農用林として利用してきた森なのだが、現在は荒れた状態になっている、というのが主旨です。次の斜面林に関してですが、今度は常緑の植物がだんだん下の方に入ってきているという所ですが、浸食の防止などとして重要な意味がある。湿った所には春植物が生育する、大変貴重な緑だという事ですね。こういう所で何をしていたかなくてはいけないという事を2つめに書いてあります。3つめは屋敷林、これも大切だと思うのですが、要は、生活の環境として維持されてきたもので、常緑樹林の植物がたくさん入ってきている。一部では手入れがされていない所もあるということで協調して良い形で維持していく必要があるのではないか、という事が書いてあります。それから、4番目の野火止用水。最初の方は、歴史的なものになっていて、歴史環境保全地域に指定された結果、手を入れられなくなったということで、木が大きくなった。都としてもあまり手を入れておらず、市が当面の対処療法を行っている状況である、という事を書いてあります。5番目の学校の緑は委員から頂いた資料を基に、アレンジをしながら書いたものです。どうしたら良いかという項目にも委員の資料から入れています。他の所は、私自身分からない所もあるのですが、北山小学校に常緑の林があるんですか。

○職務代理

北山小学校を作った時に、北川沿いに一般教室の間に、以前からあった雑木林を残してあるんです。それが、北山小学校として特徴的な部分かなと思います。常緑林というよりも、雑木林に近いと思います。

○会長

東萩山小学校の防音林とはどのようなものですか。

○職務代理

線路のすぐわきに学校があるものですから、学校を作った時に線路沿いに防音林的なものを植えたという事です。一列ですので、そんなに幅の広い防音林ではないです。一応、防音を目的として植えた様です。

○会長

ここに書く必要はありますか。

○職務代理

あまりないかもしれませんね。

○会長

学校は、あまりよく見ていないものですか。東村山第一中学校はなんでしたか。

○委員

野火止用水沿いにあります。

○会長

野火止用水ですね、あれは印象に残っているのですが。では、第一中学校だけの紹介文になります。あと北山小学校の雑木林ですね。

○職務代理

最近行ってないのでわかりませんが、委員の方わかりますか。

○委員

常緑樹という表現が適切か分かりませんので、他の委員からの話にあった様に、北山小学校を八国山緑地の前面に連なる雑木林という表現の方が良いのかもしれませんが。北山小学校はまさに八国山緑地の麓にあります。八国山緑地の延長で民有地の樹林地から幾つかあり小学校があります。山を抱えた小学校は東村山で北山小学校しかないと思います。

○会長

北山公園から西に行った所ですね。

○委員

民家が隣接していない唯一の学校ですね。

○会長

あと委員から頂いた資料から入れたのですが、要するにどれくらい木があるか、こういった種類があるのかを把握していないということ。それから、苦情が有ったら即対応するという所で、経費の関係から強剪定になりやすく、樹形がおかしくなっているので、対応を考える必要があるという事を書いています。あとで、入れた方が良い項目があるかをお聞きします。

では、次の公園の緑ですが、大きな公園があるが、都との関係で調整が出来ているという事と、質も様々、全生園の緑も大事だという事ですね。あと、ここに何を入れるのかという事を後ほどお伺いします。次の街路樹に関しては、サクラ、ケヤキ、ハナミズキそれぞれに問題があるという事を書いてあります。それから、空堀川これは、今日も車を運転しながら見てきたのですが、水の流れのない部分も含めてあれもどうするかを考える必要があると思います。

それでは、一番目の平地林で入れた方が良い内容、具体例、場所があるとよりリアリティが高くなるので、意見を頂けませんか。これは、委員から頂いた資料の内容を入れながら書いてあります。

○委員

相続により失われたものが多い、と入れてはどうでしょうか。

○会長

最後の方の提案の所にも相続に関して、税に関しては考える必要があるのではないか、という事を書いてあります。4章の管理経費に関することにおいて、遺産相続税の見直しへの積極的な活動が必要だと書いています。2ページの参考資料に入れてあります。それは、是非入れましょう。他に、ありますか。

○委員

同じことだと思うのですが、保護されている樹林地がある訳ですけれども、相続が発生すれば保護してあっても、緑地保護区域に指定されていて民地なのであつという間になくなってしまい、何の歯止めにもなっていない状態です。

○委員

緑地保全地域に指定されると、都が優先的に買って頂けるような制度がありますよね。市で維持するのは難しいと思いますが、

○会長

緑地保護区域は市の制度ですか。

○事務局

緑地保護区域は市の制度になります。それ以外に、東京都の緑地保全地域という指定を受けると、東京都が公有地化をするという制度が有ります。なので、二つの制度があります。

○職務代理

大沼田緑地はどうですか。

○事務局

大沼田緑地は、東京都の指定を受けています。

○会長

他に何かありませんか。都の緑地保全地域は大沼田緑地以外にありますか。

○事務局

野火止用水沿いに何カ所かあります。

○会長

それは、場所に名前は付いていますか。

○事務局

特に付いてはいません。大きく野火止用水の保全地域という形になっています。

○会長

野火止用水は後で書いてあります。平地林は、他に考えておかないといけない事は有りませんか。相続の問題は大きいので、相続税に関する事は書いておかなければいけませんね。ここは、どういう現状になっているか、どういう問題があるか、という問題提起を含めたことを書こうと思っています。

○委員

現在平地林がある所なのですが、やはりこういう状況からすると周りに住宅がどんどん建っている訳ですが、そうすると日陰の関係で剪定・伐採してくれという要請があると、地主さんは切らざるを得ないという状況も、今後出てくると思います。

○会長

今もあるんじゃないですか。

○委員

今もあると思います。

○会長

大切ですね。他に何かありませんか。事務局でも何か困っていることは有りませんか。

○事務局

今されていたお話がその通りでございます。あとは落葉の対応についての要望を毎年多く頂いております。

○会長

その場合、市はどういった対応を取られるのですか。

○事務局

基本的には、敷地の中ですので地権者の方をお願いをしています。先ほど言った落ち葉などで、敷地の外に出てしまっている場合や排水溝に詰まっている場合は、当然市の道路であれば道路管理のなかで対応をしています。

○職務代理

武蔵野の雑木林というと平地林を連想される、やはり東村山にとっても大変貴重な雑木林なのですが、実際は管理を地主さんに頼んで、市民が中に入って散策できるような形にはなっていないので、市民との関わりでどの様に管理していくのかという事がこれからの課題だと思います。また逆に、入れるような形にするとゴミの不法投棄などの問題で所管が悩むと思いますので、その辺の事をもう少し出していただいて現状という事で具体的な事を記述として入れたら如何でしょう。

○会長

今、二つの事を仰って、一つは市民と森の関係、もう一つはゴミ投棄。これは平地林には非常に多い問題ですので、書きましょう。他にないですか。

○全委員

(なし)

○会長

では、平地林の所で入れる項目は、相続による林の消滅、日陰・落葉に関しての苦情問題、市民との関係問題、ゴミ投棄の問題、この4つの項目を少し成文化して、こういう現状があるという事を盛り込みましょう。では、次に行きましょう。

今度は、斜面の雑木林ですね。斜面には、あまり手を入れられていないので、上は落葉樹でも、下は常緑樹の林になっているという事が多いという事で、一番重要な事は、手を付けていないことによって人が入らない。人が入らないことによって浸食があるいは土砂崩れから守られているという側面があるということと、斜面ですので斜面下の方には湿った環境が出来て、常緑でない環境に関しては、春特有の植物等も出てきている大事な空間になっているという事です。斜面に関しては、基本的に現状を変えないようにして方が良いという様な事が書いてあります。あと何かありますか。

○職務代理

私が現地調査で斜面を見た時に感じたことは、外来種が多い。シュロとかですね。在来種に対する外来種が最近増えている。多摩湖緑地とか八郎山緑地とかですね。

○会長

今日お配りした資料2に要注意外来生物と書いてありますね。5ページ真ん中に特定外来生物、その下に要注意外来生物とありますね。この中に、トウネズミモチも書いてありますね。

○職務代理

いろいろな種類が書いてありますね。シュロ、モウソウチク、ピラカンサ

○会長

ピラカンサなんか、よく雑木林に生えますね。分かりました。シュロとかトウネズミモチ、ピラカンサ。要するに外来植物が多いということですね。これは、平地の雑木林にも言える事ですね。斜面の雑木林をご覧になって、入っていた方が良いんじゃないかという事は他にありませんか。この春植物が斜面の下に多い様な所を、どこかご存じないですか。ご意見が出ない様なので、事務局の方で調べてみてください。

○委員

多摩湖町の山の上に行きましたよね。上は平らだけれども斜面地もあり、小さな花が咲いている所でしたよね。前はキャンプ場だったけれども、今は緑地保護区域に指定しているだけなので、もし相続が発生したらなくなってしまうかもしれないという所ですよ。

○委員

多摩湖緑地ではなく、旧キャンプ場の緑地ですよ。

○委員

黄色い花のヤマブキは無いですか。

○委員

旧デーキャンプ場にですか。分からないですね。会長もご一緒された場所ですが、如何でしたか。

○会長

谷が中に入っている、学校の横の場所ですか。

○委員

上の方の管理は行き届いているが、下の方は落葉が積もってしまっている、と説明した場所です。

○事務局

4月の見学会でご覧いただいて、モチノキ・イヌツゲの説明して頂いた場所です。

○職務代理

ウシコロシの説明もされた場所ですね。

○委員

丘の上まで登りきって、南斜面が遠くまで広がっている場所です。

○会長

思い出しました。良い所ですね。下も綺麗にしてありましたね。

○会長

思い出しました。あの場所は、そのまま残したいですね。

○委員

本当にその通りですね。

○会長

では次に3番の屋敷林、要するにこれは昔からの歴史のある「くね」ですね。防風林という役割で非常に重要だったという事と、ケヤキが一番高い所にあつて、あとはシラカシをメインにして常緑の林で冬でも風を防ぐ様に作られており、この地域の自然林を再現している大変重要なものだという事。しかし、管理されていないような所もある。これは、筧が出てきている所ありましたよね。

○事務局

化成小学校の脇に竹林が有ります。

○会長

そういう、管理が及んでいない所もある、という事を書いています。他にありませんか。

○委員

平地の雑木林と屋敷林の違いは何ですか。今は分断されていますが、昔は繋がっていましたよね。これは分けるんですね。

○会長

結局、性質がかなり違うと思うんです。平地の方は、クヌギを使う事が多くて常緑が入っていない、つまり下刈りをして、上に落葉樹があつて下にササやススキなんかがある所ですね。それは、管理が悪いと税金掛けたりしてますよね。そういったこともあつて平地と斜面は機能的にも違うので、形態的にも違ってきます。ですので、分けても良いと考えています。他に、屋敷林の特徴やメリットなどありませんか。

○委員

屋敷林の木は大きくて下が涼しくて良いですが、枝や葉が隣家に落ちるといった問題があるので、その問題がなくなれば維持していくことが容易になると思います。以前は、わずかな費用が出ていたようだが、今は、経済面で、自分で管理をしなければならない状況になっています。ただ、剪定を業者に委託した場合には補助が出るようですが。

○職務代理

大きい木が多くなっていますので、個人で管理しきれない様になっていますね。

○委員

昔からケヤキは売れましたので、下枝を切って、1本幹のケヤキを作る、大きい農家さんな

どが大きいケヤキなどを植えることも多く、シラカシなどと屋敷の周りに植えて防風などを兼ねた、いわゆる屋敷林という物があったのですが、だんだん時代と共に少なくなり今ではあまり見る事がなくなってしまいましたね。

○会長

市の指定樹木がありますよね、正式には何というのでしょうか。

○事務局

保存樹木として指定しています。

○会長

指定樹木ではなく、保存樹木ですか。

○事務局

はい。保存樹木という名称です。

○会長

保存樹木は何本ありますか。市の木なのでケヤキが多いとは思いますが。

○事務局

ケヤキでしたり、イチョウでしたりサクラが主になります。

○会長

では、保存樹木として市が指定している本数も書いた方が良くもありませんね。今仰った様に、大きな木が屋敷にあることは良いのだけれど、それには枝や葉が落ちる、日陰になるという事で周囲からの要請、それに対する対応は個人になる事が殆どといった事も、盛り込んでおきましょう。他にないですか。

○委員

平地林はイメージできるのですが、屋敷林というのは、大きい農家さんの家の周りの庭続きにある林というイメージであるのですが、現時点でそういう構えで残っている屋敷林はあるのでしょうか。秋津には大きな農家さんはいらっしゃいますが、そういう形で屋敷林と呼べる物を維持していることが、イメージできないのですが。

○委員

少ないですね。ないといえますか。

○会長

では、屋敷林というイメージよりも違う物に変えた方が良いですか。

○委員

庭に何本か大きな木がある程度で、林とまではいかないです。

○会長

屋敷を取り巻く緑ぐらいですか。

○委員

屋敷林というイメージだとなかなかないですね。

○委員

防風の為に、北側に大体植わっているのですが、それは常緑樹で風よけだけだと思うのですが、家の周りに植えている所が何軒か見られます。

○委員

大体植えられているものは、カシの木が多いですね。屋敷の前などに植えた物を強剪定をして帯状にして防風林として使う。

○会長

くノ字にはなっていないですか。くね。

○委員

何本か植えて、横に伸ばして防風林にしている。

○会長

大体、北西をにらんで北と西に作ります。それで、「く」になっている垣根を「くね」といいます。

○委員

かなり風を防げるようですね。

○会長

そういう事をやっていて、昔の人はすごいなと思いますね。そうすると、屋敷林では理解しにくいようなので、変更しましょう。住宅の緑、住宅周辺の緑。

○委員

平地林との違いがキチンと解るようにしないとイケませんね。

○委員

唯一ある場所が、車中から見学したさくら通りのところですね。あれが、屋敷林ですね。

○委員

あれは、完全に屋敷林ですよ。

○委員

屋敷林は、あれ以外には有りませんよね。有ったとしても、何軒かの農家の家で防風林がある程度ですよ。

○委員

林というより、木が何本か一列に並んでいるものですよ。

○委員

神社の境内とか、お寺さんだと緑がひと塊になって有りますね。寺社は見学しませんでした
が、結構ありますよね。

○会長

何にしましょうか。

○委員

鎮守の森ですよ。

○委員

そうですね。鎮守の森の様に、そこに島の様にある緑というのはそんなに無いですよ。

○会長

ここでは、市の緑で屋敷に関連する緑という事を、だせば良いという事ですね。

○委員

平地の雑木林の中にそういう一部があるという形で、よろしいんじゃないでしょうか。

○会長

そうですか。

○委員

区別しにくいと思います。

○委員

会長のイメージされているものが、無いという事ですよ。

○委員

一か所しかないとなると、委員から提案のあった様に、平地の方に入れても良いんじゃない
でしょうか。

○会長

では、斜面と平地林にしましょうか。これは、平地林に入れるとしましょう。さっきお話が
あった様に、ケヤキの大木を保存樹木にしているとか、実際に個人で管理しなきゃいけないと
か、そういった事は書かなきゃいけないと思います。その場合、平地林の中に2つ分けるのも
良いのですが、強調するとすれば屋敷の周りの緑のような形で残しておくべきだと思います。
重要な問題だと思います。特に保存樹木を今後守っていくという時には、結構重要だと思いま
す。

○委員

平地の中に屋敷の周りのそういう大きな木の、何というんですかね。言い方はあれですけど、
屋敷林みたいなものもあって、そこにケヤキとかがあってそれを残していくのも大変だという

事も、現状ではあるかと思えます。

○職務代理

みどりの基本計画で屋敷林という事は使われてない。

○委員

さくら通りのところしか無いですからね。

○委員

確かにあそこは、大事な光景だと思いますね。会長もご覧になりましたよね。

○会長

大きな木があった所ですね。

○委員

あそこは、強剪定してないですからね。自然剪定ですから。

○職務代理

あそこはやはり、管理が問題なのは、風が強い日などは枝や葉が落ちる事でしょうね。

○会長

わかりました、では平地林の中に平地林と屋敷の周囲の林の大きく2つに分けて入れましょう。では、次に行きましょう。番号は一つずれて、3番目に野火止用水がきますね。これは、昭和40年になるとドブ川の様になっていたと何かで読んだのですが、真相は如何ですか。

○職務代理

一時期、水を流さなかったんですよ。

○委員

水が無かったんですよ。そこにごみが捨てられて、雨が降ると流れていたんです。しかし、東大和の処理場の排水が流れるようになって、水が綺麗になって鯉を放したり出来るまでになったんです。

○会長

わかりました。敢えて書かなくても良いかな。

最初は歴史的な事が書いてあるのですが、歴史環境保全地域になったという事で、都の管理の方法として「用水路は原形のまま残し、隣接樹林地については、明るい雑木林として保全する」としている。私は、この委員をやっているので良くわかるのですが、どこの保全にもこの文章なんですよ。明るい雑木林として保存してと、保全計画に必ず出てきます。個性としてこういう風にするといった事は、一切出てきません。ですから、これはあまり期待できないと思いました。ただ、その後に指定によって住民は樹木の管理に手を出すことが出来なくなった。これは、委員から頂いた資料より盛り込みました。

○委員

それ以前は、邪魔になったら住民が手を入れていたので、木も大きくなりならず丁度良い状況だった。

○会長

それは、前に書いてあります。流れの管理は周辺の村に任せられ、用水に面したところに土地を持つ住民が低木や草刈り、立木の伐採と再生等を行い、常に行き届いた管理が行われていた。と書きました。ところが、管理が東京都になった途端に手を入れられなくなって、市の方で危険木や枯死木の対策を実施している状態という事が書いてあります。

○委員

それで結局、大木になって落ち葉が樋に詰まるなどの問題が起こっているのです、住民の方に聞くとそういった苦情があるようです。ですので、一旦、ほとんど切ってしまうと、水の流れが多いので芽吹きが良いと思うのですが、もし芽が出なかったら、またそこに植えて所々植えていき、低木のような形にしていっての方が良いと思います。

○会長

それに関しては、後ろの対策の方に書いたんですよ。市内を流れる野火止用水は、暗渠部は街路樹をもつ歩道になっていて、街路樹の管理方法と同じ観点での管理手法で良いが、開渠部の野火止用水両脇の林の管理については具体的な管理計画を作る必要がある。一つは、野火止用水の市内地域の樹木調査をして、危険木や衰弱木の状態、植え替える必要のある木の抽出を行う必要がある。2つ目は、伐採、植え替えの為の年次計画を作る必要がある。実施に当たっては十分に市民への告知が必要だ。という事を、提案として書きました。どうでしょうか。苦情の問題を入れましょう。他にありますか。

○全委員

(なし)

○会長

では、次に行きましょう。学校はですね、避難場所など生活拠点を通じて重要である。樹林被害も一部にはある。学校でもサクラを植えているが、問題はどんな樹種が校内にあるのかを把握しておらず、苦情が出た場合にはその都度の対応で終わってしまっている。これは、委員から頂いた物を少し入れて作ってみました。他にありませんか。

○委員

一つ、校庭の芝生化に取り組んでいる学校があって、そこは芝生の入れ替えをPTAや近隣住民や学校みんなで取り組んでいます。

○会長

どこの学校ですか。

○委員

久米川東小学校です。

○職務代理

まだ小学校だけで、中学校は取り組んでいないですね。

○委員

中学校は有りませんが、芝生ではなく草花の手入れを一緒に取り組んでいる所があります。

○委員

中学校は有りません。小学校一校だけです。

○会長

今わかっているのが、第一中学校ここは、緑が野火止用水沿いにあるという事。北山小学校は雑木林がある事。久米川東小学校が市民の協力で校庭の芝生化を進めている。他に何かありますか。

○委員

雨水活用は、ビオトープをやられている所が数校あります。

○委員

あまり機能はしていないようですが。

○委員

南台小学校の果樹園も有りますね。芝生は植えれば継続性がありますけど、校長先生が替わると状況が変わってしまいますね。

○委員

北山小学校ですと田んぼがあります。

○会長

わかりました。その次なのですが、公園等の緑について皆さんのご意見をお伺いしたいのですが。ここに公園等の良さや問題があるかを盛り込みたいと思います。全生園もここに入れたら良いんじゃないかと思っています。全生園は本当に大切に、広いという事や様々な植物が生育しているという事があります。

○委員

市民の憩いの場としては、当然公園は無くしてはならないし、その条件に合致していると思います。ですが、個々の樹木等を見ると、現状で大きくなり過ぎたり、樹形が悪くなったり、色々な問題が出てはいます。管理を役所の方ですると予算的な面の問題もあるのですが、特に強剪定が目立って、それによって樹形が悪くなるという悪循環に陥っています。

○会長

仰る通りですね。以前に委員から頂いた資料を、後ろの方の「公園の緑の管理」という所で箇条書きにしていますので、追加で盛り込みましょう。

○委員

市の各地にある、小さな公園はみどりと公園課で管理しているのですか。

○事務局

いわゆる仲よし広場と呼んでいるものなのですが、開発時の面積に応じて3%部分を公園緑地として戴いています。現状の中で加えて頂くと、ここに書かれている大規模な公園と市が管理する仲よし広場が、植栽に関しても提供公園ですので、事業者さんの方で植栽したものを頂く、そうすると年月が経つと非常に大きくなっている状態です。そういう状況を踏まえて頂いて、前回植樹のご提案いただいた所もありますので、小さなところは今後の維持という所でご提案いただければと思います。

○委員

全く緑が無い所もありますね。

○事務局

そうですね。遊具やベンチがポツンと置いてあるところもあります。

○委員

子供が遊ぶための遊具は誰も使わずに、雑草が茂り、木が大きくなっている所もありますね。

○委員

公園等の緑という表現よりも、よろしかったら公園緑地等の緑という様に、章立てを変えて頂いただいた方が、八国山や全生園は公園ではなく緑地になりますので、間口を広げた方がよろしいかと思います。

○会長

わかりました。そうしましょう。

○委員

ここでは公園という事でどなたでも入ることが出来る場所なので、木に対して安全面を重視しなければならぬ事や、防犯の観点も必要かと思えます。

○会長

防犯とはどう考えればいいですか。

○委員

周りから遮断された、公園に入ってしまうと周りから目が届かないという事です。

○委員

結局、木が茂りすぎて周りの目が入らなくなり、中で何をやっているのか分からない。

○会長

そういう所は、沢山あるんですか。

○委員

意外とあります。手を入れないとそうなってしまいます。

○委員

子どもの安全という事では、必ず言われます。

○会長

私の考えでは、少し恐れすぎているのではないかと思ったのですが。と言いますのも、大規模災害、特に周囲で火災が起こった場合に樹木がある意味は大きいと思います。なので、そういう意味で考えると、適当に茂っていないと意味がない。しかし、そういう話をすると防犯のためにとスカスカに切ることにつながってしまうので、これに関しては、どうしたら良いか。樹木の配置の仕方だと思いますが。

○委員

小さい公園だとそういう、茂りすぎると見えなくなることもあるのでしょうか、大きい公園だったらある程度周りの樹木が茂りすぎても、そういう問題は少ないかと思います。

○会長

わかりました。規模で分けましょう。

○委員

先程、少し出てきたことで、管理が東村山でない所もあるので、管理のあり方に関して提案出来る所と出来ない所がありますよね。制約がない部分、緑の質が様々、同じ公園緑地の緑はこうあるべきだと言っても、指定管理者のいる都立中央公園だと非常に良いメンテナンスをされている訳なのですが、それ以上に中々声を出せないといいますか、貴重な緑だけれども、そういう辺りは課題があります。

○会長

結局、人的なものをどこまで盛り込んでいくかという事に繋がると思います。人件費や制度の問題があるので、悩ましい部分もあって、ここでイメージしていたのが緑の現状、林の性質、緑の性質があって上手く管理されているという所までかと考えていました。管理体制の提案は後ろの方で書いてあるので、少し入れれば良いかと思うのですが。

○委員

市の特徴ある公園として、農業公園としての秋津ちろりん村や萩山四季の森公園、あと熊野公園は市民協働で公園の管理をしています。

○会長

四季の森公園の特徴は何ですか。

○事務局

四季の森公園は、マンションの所有者の方々持っている土地で、民間で造っていただいて、地域の方に開放していただいている民設公園の第一号と言われている所です。

○委員

都市計画決定されている公園の民有地がありまして、西武鉄道の所有地だったのですが、この民有地にテニスコート、森があったんです。そこを買い取れないので民設公園を新たに東京都が作りまして、都市計画があるけれど一定の場所については開発してマンションを建てても良い、それ以外の所は樹林地を作りなさい、という制度で作られた場所です。第二号は、まだ作られていない。やはり、難しさはあるのでしょうか。鳴り物入りで始まったのですが。

○会長

わかりました、次に行きましょう。街路樹です。箇条書きにしてあるのですが、もう少し本質的な所で、街路樹のあるべき姿や、全体としての問題を書かないといけないと思います。

○職務代理

やはり、歩道の幅に比べてプラントボックスの幅、面積が小さいので、それに合った樹種の選定が必要になると思います。

○会長

そうですね、分かりました。街路樹で他にありませんか。ケヤキなどの大きな木を植え過ぎている所もありますよね。もちろん、書いてありますが。

○委員

会長が良く仰っている、成長を想定しないで植えている。

○会長

そうですね、丁度良い時期をイメージしているからダメになってしまいますね。

○委員

変な言い方ですが、きちんと成長を想定していたら、貧弱な木しか植えなかったという事でしょうか。そんなことは無いですか。

○会長

要するに武蔵野台地はケヤキが合っている。だから、他市の市の木もケヤキが多いですよ。ですから、土地的には合っていると思うんです。ただ、それを狭いスペースに押し込んでいるという単純な事なんです。

○委員

つまり、先程仰ったプラントボックスは幅が狭い。道路構造上それしか取れないと分かっていたら、今後植えられる樹種はおのずと大きな木はダメだという話になりますよね。つまり、プラントボックスをもっと大きく採るという考え方もあるのではないのでしょうか。このままでは、サクラやケヤキは植えられないので、目方をしっかり採った構造の道路を提案するという事は無いのでしょうか。

○委員

大きい道路だと車道の脇に大きなプラントボックスがありますよね。なので、それなりの幅の道路でないとケヤキやサクラの使用は難しいと思います。

○会長

サクラでもマメザクラという、少し高い所に自生するサクラなのですが、これは木自体があまり大きくなりません。それ交配したものだとそれ程、樹高がいかないし、根も張らない。そういった樹種の変更もサクラは考えないといけませんね。

○職務代理

さくら祭りをやるのに、サクラがある程度ないといけませんね。道路を作る前から、シンボルロードとしての道路の位置付けがあるんですね。そのシンボルロードにサクラを植えようという要望がある訳です。

○会長

結局、両方は無理だという事はあるんですけど、ある程度の所までそれでいけるけど、それからが問題だという事ですね。植え替えるのか、植え替えると市民から何故切るのかという話が出るでしょう。また、一本植え替えるにしても重機を入れなければならないので何十万も掛かります。ハナミズキも同じで、本来であれば風の強い日当たりのよい乾燥する場所は適していないので、相当悪い環境の所に生育できる街路樹は少ないですね。あれに関しては、将来問題になると思います。この間、八坂の駅から野火止用水を少し歩いたのですが、暗渠の所は少し問題で木が随分弱っていましたし、草が繁茂していました。

○事務局

構成の順を追ってお話していただいているのですが、特に公園、先程私どももお話をさせて頂きましたが、開発でできた新たな提供公園だったり、街路樹と言うのはどちらかと言うと、その都市計画道路、道路が持っている様々な役割の内の、先程言った植樹であったりですか、雑木林の様に守っていく緑とは違い、新たに造っていく緑という位置づけなのかと感じております。そういった意味では、現状でありますとか、言葉としてここに盛り込む時に今の道路の役割も触れさせて頂いて、新たに繋げる緑の位置づけというような現状を、事務局の方でも整理させて頂いて盛り込ませて頂ければよろしいかと思っております。

○会長

ここは何も文章できていませんので良いかと思います。今ここで歩道の植えるスペースの問題、樹種の問題でサクラやケヤキなどが入ってくるのだと思いますが、後は道路で緑を作っているんだという事を文章考えてみます。ここは、現状と問題点の所なので。

○委員

街路樹は市民の関心が一番高い所ですので、その苦情に関しても寄せられる問題ですので、その点も触れた方が良いでしょう。

○委員

見学会で見に行った久米川のサクラが有りましたが、その周辺の自治会の方とお話する機会が有ったのですが、伸びたサクラが綺麗なのだが、落ち葉の処理に手が掛かっているというお話を伺いました。

○委員

街路樹から少し外れるかもしれないのですが、武蔵野線沿線に花壇が有るのですが、みどり公園課の職員の方と一緒に、草花を自治会並びに老人会で植え換えているんですね。他場所は解りませんが、街路樹と言いますと後の手入れが非常に大変になってきます。樹種の選定も難しくなってくると思いますが、そういったグリーンベルトのライン一つとしての花壇もありかと思いました。

○会長

では次は、空堀川です。

○委員

会長、この空堀川はなぜ単体で項目になっているのですか。

○会長

河川という意味で載せました。

○委員

まさに、東京都の管理なので手出しが出来ないかと思うのですが。殺風景でもっと木も植えて欲しいし、一番手を入れて欲しいところですが、ほとんど手を入れられないという課題があります。むしろ、主体的に手を入れられればと思う所がたくさんあるのですが、どうなのでしょう。

○会長

では、八国山や中央公園と同じような状況なのでそこに入れましょう。最後の方に、こういう所に関しては都と大いに協調してやる必要があると書いてあります。

○委員

項目立てとしまして緑道という表現が有りませんので「緑道及び河川の緑」といった表現にして若干触れるということではいかがでしょうか。

○会長

もし、触れるとするとどういった内容になりますか。

○職務代理

緑道となると、多摩湖緑道や廻田緑道、前川緑道がありますが、それが抜けていますね。

○委員

多摩湖からのサイクリングロードが触れられていません。

○委員

そうですね。あれは、東京都の管理じゃないですか。

○事務局

東京都ですね。サイクリングロードと言うのは、並行した狭山・境緑道としてアスファルトの部分はサイクリングロードなのですが、それ以外の植え込みの部分が緑道になります。

○委員

そういう意味では、東村山市のベルト地帯としては、川というのが大きいですね。川沿いの緑と言うのは色々な意味で繋がっているのです。

○委員

事務局の方で、その辺りの位置関係を含めて会長の方に情報提供して頂けますか。緑道や河川やサイクリングロードを含めた位置関係をお願いします。

○委員

資料④の中央公園と一緒にサイクリングロードの事も書いたのですが。中央公園と狭山・境緑道は近くにあって、グリーンベルトが形成されています。繋がっているという意味で触れています。

○委員

街路の事なのですが、都市計画の道路を作っていますが、むしろ歩道を狭めて中央に木を植えた方が良くと思うのですが。

○委員

道路構造令という法令がありまして、補助金を受けて道路を作る関係上その法令を準拠しないと出来ないんです。ですから、木の為には木を植える部分の歩道を含めた部分を広くしてやりたいのですが、だいぶ国も柔軟になってきたようですが、まだ厳しいんでしょう。

○事務局

車道と民地側との緩衝帯と言う意味で車が通る所との間にグリーンベルトを設けるという

のも一つの考えとしてありますが、清瀬の志木街道で真ん中にもともとケヤキの木があり、それを避けるように車道を作ったという例がありますが、真ん中に樹木を植えるのは難しいです。

○委員

よっぽど広い道路でないと難しいですね。

○事務局

青梅街道の東伏見稲荷のあたりですとか、立川の昭和記念公園の前あたりなどの広さが必要であり、この辺では例が少ないです。

○会長

続けて、やるのも何ですから、次回の日程を決めましょう。基本的には8月に最終答申にしたいと思いますので、その後に市長に答申という格好を考えたいのですが、先程審議会が始まる前に、事務局に日程を聞いてみたのですが、議会が始まる前の8月26日が私は都合が良いのですが皆さんは如何でしょうか。

○全委員

(同意)

○会長

時間は、14時00分で如何でしょうか。

○全委員

(同意)

○会長

今日詰めて、あとは事務局とやり取りをして皆さんにお渡しできるようにして、次回には今日の様な議論をしなくて済むようにしておきたいのですが。基本的には、今日の議論をたたき台にして私が少し作ってみると、事務局の方で今日の議論の中で事務局が出来る所を作って頂いた物を合わせて、最終的に8月にやって私の独断で取捨選択して書かせて頂きますが、26日には成案にするぐらいのイメージです。

○会長

今回は、管理のあり方と言う所で雑木林の平地林とかですね、雑木林の最初の所の屋敷林を考えなければならないのですが、ここには雑木林の管理の仕方を前にお示した内容を分けて入れてみました。下の方の「カテゴリーの違いによる管理のための注意点」が注意点で良いのか分かりませんが、まず一つは森林を萌芽再生させるという時に、どういった事に注意すべきか

を次のページに書いてあります。これらは箇条書きにしてあるので、内容が間違っている、付け加えた方がよい事項があれば仰ってください。二つ目は間伐、貫切りした森を作る時にどうするかという事で、間伐の程度を考える必要がある。三つ目に、現状のまま行く場合。この場合は、ただ放置するのではなく、景観維持のために管理をしなければならない。四つ目として、積極的に常緑樹林へと誘導する場合。手を加えないで森林が遷移をするのを任せるという状況。これが平坦地の雑木林、幾つかの管理をする形だけで入れたのですが、この辺の所でどうでしょうか。特にこの部分は面積的に広いのでこだわってやっておいた方がよいと思いましたので、あえて内容を分けてみました。幾つかの木の残し方、伐採の仕方があってもよいと思います。

○委員

見学会で見た幾つかの林などで斜面地もあったと思うのですが、外来種の種を鳥が落としていったのか、せせらぎの郷にも本来は存在しない樹種が蔓延っている問題があります。

○会長

それは、入れましょう。

○委員

現実問題として、市として管理をする場所に、こういった事をやれている雑木林は、現実にあるのですか。

○事務局

市有地としては有りません。民地になります。

○委員

現実として、役所で対応できる場所があるのかどうか。

○会長

その文章の前に、「市と所有者が協調して検討する」と入れましょうか。

○委員

そうですね、所有者の意思がないと出来ないと思います。

○委員

先程から少し気になっていたのですが、公共の緑という中で平地の雑木林がどれ程あるかという、公園と言われている所以外はほとんどありません。私有地について、どこまで言えるのかという事と、そういう事で言うと今回は植生管理のあり方なので、この場じゃないと思うのですが、先程から出ているような多摩湖町の上にある市の指定になっている所が、全て買うといくらになるかという様な議論が議会でもあって、とてもじゃないが支払えない莫大な金額だそうです。そうはいつでも、市が指定している緑を減免したりしている意味は、出来れば残

して欲しいからです。相続が発生しても、優先して残す方向に行く部分と、優先順位が低い部分を分けて考えないと、保全地域全部が対象の話になっているので、今市が保有している所と指定している所の優先順位立てというのですかね。そんなことも考えないと、ルールを作ってみたが、相続が発生した瞬間に無意味なものになってしまいかねないし、地主さんも残すべき緑と認識して頂いているのか、何かあったらダメになると考えているのか、どうなのでしょうね。優先順位を付けずにやってらっしゃると思うのですが、今回ある所で多摩湖町の緑の話が色々な意味で問題になっているのですが、そこはそこで緑の問題と防災上の問題からいって、本当に緑を削って宅地にしてしまっても良いのかと、多分皆さん思っているところなんです。そんな話に、今日は踏み込めないのですが、結局管理をどうするかという話になると、その土地を今後も保有できるのか、手放さなければならないのかで話の熱の入り方も変わってくると思うんです。残念ながら、富士見町や萩山などの宅地として決まっている、割と交通の便も良くてまちづくりにおいて宅地的なプランの中で、しかも都市計画とかの公園になっていない所の緑と、今申し上げた北西部の八国山の近い所とか廻田・多摩湖に近い緑というのは、優先順位も考えないと緑が削られているのも事実なので、その様な矛盾を感じながらここに座っているのですが。そこまで議論する時間は無いのですが、民地の話になってしまっているのです、どうなのでしょう。それをしないのでしたら、民有地の話は諦めてその話は出来ないという話になってしまうと思っています。

○委員

今の話なのですが、地主としてみれば固定資産税を免除されているから、管理はしていられますが、相続が発生した場合には相続税は一般と変わらない。そうした場合には、所有者としては一番利用価値のない場所とみてしまうと思います。結果的に売ってしまう事になるでしょう。相続税も減免出来るようになれば持ち続ける所有者も増えるのではないのでしょうか。

○委員

制度が出来た時に、農家の皆さんがいずれ相続が発生した際に、市が買って頂けるから緑地指定に応じたという方が、ほとんどなんです。実態は、とても買えるもののキャパが無くて、苦肉の策として東京都の緑地保全地域のダブル指定をしました。それは、東京都の場合は相続で買ってくれるから残っていきますが、市が追加指定をしようとしたら東京都は門前払いで追加は認められませんでした。そうしますと、所有者の皆さんの当初の想いと現実がずれているのは明快だと思います。したがって、何らかの税制面の措置を講じない限り減る一方でしょう。実際毎年1割程度減少していますよね。

○事務局

1割まではいきませんが、減少傾向にあります。

○会長

それは、心配ですね。4章に管理体制の検討と管理経費に関することがあります。これは、職務代理の資料を活かしながら肉付けしたものです。細かい技術論の事を最初に並べましたが、この問題が一番重要ではないかと思っているのですが。ですので、章や項目の位置付けを再構成しないといけないと感じています。屋敷林などの問題に関しては技術的な事ですので問題は無いかと思えます。では、4番に進み議論しましょう。野火止用水、これも先程のお話で河川と緑道を合わせて、野火止用水も河川ではないのかという話もありますので、そういった括りもあるかと思えます。そうすると、東京都も絡めた書き方として野火止用水と強調せず、その中の1つが野火止用水であるという書き方もありますね。ここを野火止用水まで含めて、もう一度皆さんの意見を含めて再構成してみます。

では、学校の緑の管理に行きましょう。そうしなければ、いけませんよという事ですね。委員から頂いた資料を含め箇条書きで書き出してみました。それ以外に、入れなければならない事がありますか。2章の現状との整合性を図る必要があります。

○委員

前回は議論になった、教育委員会の管轄はどうするかという話になって、行政上の縦割りをどうするかという問題でもあるのですが、現実的にこの問題を学校で何とか考えなさいと言っても、恐らく学校は無理だと思います。現状を大きく変えようとする先生たちもあまりいないんだろうけれど、周辺に迷惑を掛けない程度に管理をするのみだと思います。もし、今回考えていることを反映させようとすると、学校がその気になる、市の緑としての管理計画を持っていますので、背負い込まなくても良いですよ、というメッセージが伝わらないと、市でこういう事を考えることにしてあるから考えて下さいと、恐らく学校は対応できないと思います。そこが気になります。良い事だし、学校の緑をもっと長期的に、先生方が替わってしまうので、3～5年スパンの校長先生に考えてもらうのは無理で、そうすると学校の緑を市民の公共財として長期的にみているという事が理想ですが、学校側は新しい課題を突き付けられたと受け止められてしまうのではないかと思います。伝え方をどうしたら良いか考える必要がありますね。

○会長

この答申は、具体性があって実行可能なものという事が重要だと思います。一般論は全体像として必要だと思いますが、なるべく具体論に変えておいた方が良いと思います。例えば、教育委員会と出来る物で一つのワーキングを作って議論をするような体制が望まれるという事なら出来ますか。

○委員

例えば、学校教育そのもの自体の問題だったり、学校の教育カリキュラムとか評議員制度などを学校は持っていますけど、恐らく学校評議員と学校が喋っていることは、直接的に子供に関係する問題を、それでも評議委員制度が十分に機能しているとは言い難い部分があると思います。外の意見を取り入れようというのが、評議委員制度で出来ているから市の方針により各学校で管理計画の立案となると、学校側からすると、もっと優先すべき事が他に沢山あるのに、現場にこれをやらせるのか、という受け止め方になりかねない、と思います。

○事務局

今回、諮問させて頂いた「公共」という中には当然、学校も入っていて、学校の緑の管理は現在、教育委員会の事務局、いわゆる役所側の事務局が緑の維持管理をしているという現実がある訳で、そこでその事務局が学校の緑の植栽あるいは、維持管理について何の指針もなく、それから我々の担当の公園や街路樹も同じくですが、学校の緑もないといった中では、何か市として統一した指針、維持管理のあり方の様なものがあるとありがたいという話は、教育委員会の事務局の職員も、思っている話だと思います。

○会長

指針の様なものを、どういう所で作るかですよ。

○事務局

今、我々が考えていることは答申を頂いたことを踏まえまして、その指針を公共施設を含めて、市内の公共の緑のあり方、あるいは維持管理の方法といったもののガイドラインを、我々の方で作っていきたいという風に考えているところです。

○委員

事務局が、学校の維持管理に入っていくという事ですか。

○事務局

具体的に言いますと、教育委員会の庶務課が、学校の施設管理をやっていて、その中で経費も含めて、緑の維持管理をやっていきます。

○委員

それであれば、諮問に入れても通るといえるのか、物を言える立場ですよ。

○事務局

そうですね。一つ問題なのは、例えば北山小学校には雑木林があって、第一中学校は特徴があります。これを、その学校単体としてどうしていくかとなると、やはり学校も交えたあるいは、保護者達も交えたという形になるのかもしれませんが。もっと大きく市立の学校という枠の中であれば、一定のガイドラインを作ることは出来るし、それを活用する事は出来るかと思えます。

○会長

では、市が主体となってベースを検討するという事になりますか。それを、実際には学校の実態に合わせて、動かしていく様な形ですよ。今回、答申するのも全てそうなんですよ。こういう風にした方が良くとも、ではそれをどういう風にしていくか、その次のステージを考えないと動かないんですよ。だから、林のこういう風なタイプで、こういう風な林にしましょうという事は、どこかで決めないといけません。なので集まりを作って、検討して決めたことで動かしていくしかない。

○委員

そういう意味では、例えば、特徴ある緑を持っている学校の校長先生方も色々な所から来られますから、地域の情報は一所懸命掴んで対応されると思うのですが、その緑の値打ちが今の状況だと分かって頂けるかどうか分からない。第一中学校は、一番南にある緑がどういう位置付で全体として、どういう価値があってという事までは把握しきれていないと思う。地域にとっては大事な緑なのでというメッセージを伝えること、何かあったら相談できる環境に現在はなっていない。継続したものとしてちゃんと置いておきたい、こういう方針でいますという大きな括りとしての値打ちみたいのものが、ちゃんと学校側に伝わっているという事も大事で、東村山にシステムで言うと教育委員会の庶務課がちゃんと掴んでいるので、そこと連携してやってくださいだし、そういうバックアップも出来ます、という様な安心感を学校に与えるという事もセットであれば、良いのかなと思います。

○会長

わかりました。ではこれは、事務局が今までの物をベースにして、こういう風な提案で進めた方が良いのではないか、という案を考えといてください。私も考えます。では、次に行きます。今度は、公園の管理ですね。箇条書きにしてあるように、周囲からの様々な苦情もあって、小規模公園では将来的に邪魔者扱いされる可能性がある。あとは外来種、ケヤキなどの問題、先程お話があった様に、公園の規模によって内容を整理しないといけないかもしれませんね。手を加えるゾーンと手を加えないゾーンを考えると、大きくなり過ぎてから一度に手を入れるのではなく、間隔を考える必要があるという事ですね。剪定の仕方、公園街路施設の管理主体が異なる所もあるので、庁内で基準を作りこれを踏まえて作業を行う事を考える。周辺の住民に何をどうするのかを明確に分かる様な告知のやり方が必要など、が書いてありますが大きいのと小さいのが整理しながらまとめていく必要があるのですが、先程お話にあった事もメモしてありますので盛り込みますが、他に何かありますか。

○会長

無いようなので、次に行きます。街路樹の管理ですね。これは、以前お話にあった様に、大

きいスケールでは、公園や雑木林と連続的に配置することで、鳥の移動を助けるような配慮を考える。あとは、剪定の仕方ですね。これは、なるべくこまめにやった方が良いということ。サクラについても、手当をしてあげながら新しい個体に入れ替えていくという事も必要だという事。ケヤキに関しては、歩行者や自転車の通行の邪魔にならないような配慮が必要。ハナミズキに関しては衰弱しているものが多いので、立地の良い公園の方に生育させることを考える。樹種としては、アカシデ、エゴノキ、コブシなどの在来種や常緑のシラカシ、モチノキなどを場所を検討しながら植えていく必要がある。樹種を変更するという事ですね。ケヤキは、広い場所など植えられるところは良いが、植えられない場所は替えた方が良い。ちなみに、アカシデ・エゴノキなどは、大きくなっても10m程にしかならない木です。在来種で少し華奢な感じで私は好きなのですが、基本的に街路樹は強く日の当たる所にあるのでどんな木を植えても育たないんです。それを無理して植えているので、弱るのは当たり前なのですが。どこにもある、金太郎飴の様にある、しかも弱ってしまっているハナミズキを植えるよりは少し自然の感じが感じられる様な樹種にする方が良いかと思います。

○委員

前回も少し触れたのですが、お勧めとして常緑のヤマボウシ。現在、植わり始めたんですよ。出回り始めたのも最近なのですが、花つきが良いし、そんな大きくなりませんし、常緑ですので、私個人としてはお勧めです。現実に植わり始めました。

○会長

街路樹をどんな樹種でやるかなんですよ。要は、美しく大きくなり過ぎない、それであればハナミズキで良いんですよ。外国の物も含めて考えるのか、国内産の物で里山に育つようなもので考えるのか、樹種の選定のスタンスですね。どこもかしこも同じような街路樹ではつまらないですよ。通りによって樹種が替わると個性がありますよね。常緑のヤマボウシは知らないのでも何とも言えないのですが、外国の物を含めた物、国内の物、個性を持つような街路樹を考えた方が良い、という事でよろしいですか。

○全委員

(同意)

○事務局

街路樹に関してなのですが、先程お話に出ました道路の構造について、道路には構造上の基準があります。道路構造令と言いますが、そこが他と違うキーワードになるのかと思います。そこに合致した管理をしなければいけないというのが、他とはちがう所なのかなと。

○委員

税金もらって作っちゃった道路を、例えば東村山駅東口のさくら通りがありますよね。幅員

が20mの場所については、歩道が4.5m。16mの所に関しては歩道が3.5mなのですね。それが原則なのですが、車道は結構広いですよ。

○事務局

いろいろ細かく条件がありますので。

○会長

結局そうなんですよ。約束事を意識しないわけにもいかず、逆にそれに縛られると何も出来なくなってしまう。その辺の聞き合いをどの様に整理をするかですね。

○事務局

どうしても、綺麗に咲いている所を切ざるを得ないという選択も当然しなければいけなくて、それが道路の管理からすると、先ほど言った視点でありますし、そこを利用されたりとか見たりする方の視点もちろんあります。そこが、歯がゆい所です。

○事務局

そこちよつと事務局、道路構造に関する事も含めて、街路樹でこういう風な事もあるが、こんな配慮もしたいという事をアイデアとして出して下さい。

○委員

今、街路樹として大きい樹木の話だけでしたが、樹木の中にツツジの様な物の植栽はどこかで触れますか。

○会長

触れてないです。それは、樹種とか形とかどういう風に考えますか。

○委員

今まで、ある所とない所とまちまちでそれも道路の形態に由るかとも思うのですが、樹木からしたら栄養などから考えると下にはない方が良いとは思いますが、景観からすると下にもあった方が良くと思います。

○会長

その辺が、結局どういう風に決まっているのかという事がありますよね。ガードレールだけの所もありますし、その辺の所が良くわかりませんね。なので、一般的にこういう風にするべきだと提案するのか、具体的に提案出来るのかという部分が分からないですね。

○職務代理

街路樹が植えてある道路のほとんどが、都市計画道路なんです。都市計画道路については先程仰った様に、構造令があるんです。都市計画道路と、一般道路では植栽の仕方が異なります。

○委員

所有関係と言うか、管理関係がどの様に、この木はこうすべきだよという提案をしても管理

が違うよという話になると動かないですとか、制度がらみの所と、植物の管理などがあり入れられない所もありそうで、難しいですね。

○委員

第一中学校の前の道路には生徒たちが花を植え替えたりして近隣の人たちが楽しむといった所もあるのですが。あの様な所は良いと思います。

○会長

それは、花壇の様な感じですか。低木の植栽ですか。

○委員

街路樹があつて、その下に通常ツツジなどの植栽がある植え込みが無いので、花を植えているという事です。

○委員

一般的に街路樹の下の植樹帯はツツジが多いのですが、そういう物の管理は一年に一回、花が終わった後に刈り込んでいる例が多いですから、綺麗になっているとは思いますが。上の木が生い茂っていても、下のツツジなどは綺麗になっているという例が多いので、特別そこはこうしなさい、ああしなさいと言うのはいらぬのかと思います。

○会長

低木をどんどん作っていくのは可能ですか。もちろん、お金が掛かりますが。

○事務局

基本的には、有効で 3m 以上の歩道というのは、通行する部分が必要になってきますので、3.5m の 50cm 部分については樹木を植えるスペースを作ることが可能です。過去に狭い所でも作っていたのですが、近年警察の交通管理者との協議の中で、歩行者を安全に通行させるというところの重点が非常に大きいものですから、現在は狭い所に作るのは難しいかと思えます。あともう一点、都市計画道路の広い所になりますと沿道に、商店や住宅も出てきますので、車の乗り入れなどもありますので、なかなか連続した植栽は難しいです。所々に作るしかないかと思えます。

○会長

作れるという事は分かったのですが、市は作るんですか。都になってしまうんですか。

○事務局

市の方で施行する道路については、市の方が作っています。東京都が作っている道路に関しては東京都が作っております。必要に応じてはこちらの方から、樹種などの要望と言いますかお願いはさせて頂いております。

○会長

どこまで、議論に入れてしまうかというのが、難しい所ですね。街路樹と言うと私のイメージですと、植えている木が問題を孕んでいるので、樹種の選定や植え方といった管理方法などの技術論までかと思っていたのですが、皆さんの話を聞いていると、もう少し幅を広げて考えた方が良くないかというご意見もあるようですが、如何でしょうか。植えられるかどうかという構造の問題と、植えるかどうかお金の絡んだ管理者の問題、植わっている物をどういう風に考えるか技術論の問題、の三つ巴になっているのでどこまで議論をしましょうか。

○事務局

よろしいでしょうか。大変勝手な事を申し上げて申し訳ないのですが、我々からすると今問題になっているのは、会長が仰った様に既存の大きくなった街路樹をどうするか、あるいはそれを更新する時はどうするか、という事が一番問題になっている所なので、その事の目安になるような物を戴けると非常にありがたいです。誠に勝手な事を申し上げてすみません。

○会長

わかりました。私も最初はその様に考えていたのですが。どうでしょうか、今事務局が仰った様な、その辺の街路樹という所にある程度絞り込むという事でよろしいですか。

○委員

ちょっと気になるのですが、サクラ、ケヤキはあまり用いない方が良くないという事の例外なのですが、現にサクラ通り2本、都市計画道路がありますよね。その部分で、もし更新する場合には、先程会長から提案のあったマメザクラなどを活かした方が良くないのかなという感じはします。サクラに対する市民の想いが強いので、ケヤキは良くないとしても、サクラは用いない方が良くないという文の次に樹種を選んで植栽すべきだという事を加えた方が良くない。

○会長

そうですね。サクラは無くても良いという事は無いですね。さくら祭りも有りますからね。文章が分かりづらかったですね。仰ることは良くわかります。他にありますか。街路樹に関しては、今ある物をどうしていくか、どう管理していくかに絞り込んでいきましょう。

その次ですね、管理体制これは、幾つかあるのですが、まず一つは合意形成。管理する時には、合意形成が必要だという事です。これは大前提ですね。二つ目として、維持管理のための計画する事としては、維持管理計画を作る必要がある、作業の検証、モニタリング、これはどういう風に変化していったかを、作業をした後には考えておかなければいけないという事です。三番目の雑木林の管理に関する事では、一つは雑木林の管理を伝えるための技術の伝承、これは実際に今まで薪や炭に使われてきた、あるいはシイタケのほだ木にしてきた、堆肥肥料にしてきた事、それから特にそういう為にどうしてきたかと言うと十年や十五年で切ってひこばえを出して、もやわけをするという技術。堆肥作りも、ただ落ち葉を暖めておけば出来る訳では

ないので、そういった技術の伝承を考えなければいけないという事ですね。二つ目は、管理に市民が関わるようにした方が良いのではないかとこの事です。それには、種から植えるなども含めて市民と協働することを考える。実際作業する時には、ボランティア組織を作ってその組織が核になって活動した方が良いのではないかと、この事が書いてあります。それから、四番目として経費の問題ですね。一番重要な事は、遺産相続税の見直しへの積極的な活動をしなければいけない。結局、雑木林が減っているという事が一番大きいので近隣の市や区と連携を図りながら、制度の改善に積極的に取り組む必要があるという事です。二つ目は、税制の見直しです。それに関して、徴収したら徴収した所に返す必要があるのではないかと。むしろ、税金で取った分で管理をするような仕組みを考えなければいけないのではないかと。今は一般会計に入っているんですね。それを変えて方が良いのではないかと、この事を書いています。それから。三番目は、緑地保全基金の計画的積立、四番目は管理予算の確保、要するに金がかかるのだから管理のための予算をきちんと確保する必要があるという事です。それから、五番目の市の管理体制に関する事としては、それぞれどの部署がやるのかを明確にすることと、他との連携ですね。連携をして一つの所だけが情報を持っているのではなく、幅広く共有することが必要だという事が書いてあります。二つ目としては、専門的な知識を持った職員が配置されることが望ましい。その専門性を高めるために緑化組合との勉強会や交流会などを行い、より情報と知識を増やす方法を考えたらいんじゃないかとこの事を書きました。如何でしょうか、他に何かありますか。どの項目でも結構です。

○職務代理

よろしいですか。4の2)の管理のための税制度の見直しで、現在、管理実施の有無に関して徴収している税金、これはどういう税金ですか。

○会長

管理が悪いといった時に取っていますよね。

○事務局

ここで仰っているのは、いわゆる緑地保護区域は固定資産税の減免をしていて、管理不十分の土地については、減免率が100%から90%に下がるというという意味だと思います。

○職務代理

減免の事です。その説明を、ちゃんと載せた方がいいたいですね。

○会長

では、事務局の方で修正をお願いします。管理に関する所以外に関しては、事務局に協力してもらわないといけませんね。他にありませんか。

○事務局

最後に管理体制という事で、全体的な管理の体制であるとか、予算、計画と言う所なのですが、今持っている物を管理していくことも、私達の大きなテーマであると思っています。もう一点、今後更新をする時に、例えば都市計画道路の時にお話をして頂いたのですが、狭い範囲で更新していくというのは望ましくない、間隔や本数的なものを考える必要があるということでした。樹木を更新するという事も、管理体制なのかタイプ別の項目のどちらに含んで頂くのが、望ましいかわかりませんが。

○会長

現地ではお話はしていましたが、入れ忘れていましたね。入れるとすれば街路樹の項目ですね。サクラなんかは、見学会でお話しました様に、10m位は欲しいですね。やはり、本数を植え過ぎているという事はありますね。

○事務局

比較的良い間隔である所もあると思いますし、密集している所も、見て頂いた中であつたかと思えます。

○委員

会長は、現場視察で仰っていた発言内容をまさに答申だと思って、その部分を整理して頂きたいですね。

○委員

税制は、やはり一番重要だと思います。例えば、4の3)で公有地の拡大の法律が加わりますよね。これだと、所有者にあまりメリットはありませんよね。例えば、学校用地を買うように、樹林地を税制上の制度とすることによって所有者に何がメリットになるか。特別控除が5000万円になると、売ったお金全部で、代替地を買うことが出来る。国の制度だけでも、相続税と併せた制度が必要だと思う。

○会長

出来ない事を書いても仕方ないですが、このスタンスで進める為にクリアしておかなければならないことは書いておく必要はあります。今できなくても、将来出来るかもしれません。市の管理体制は、今後の為にも市長には直訴した方が良いかなと思っています。特に三年しかないという状況がありますよね。それは大きな制度で仕方ないとしても、配属された方が研修できるような管理制度について盛り込めたら良いと思います。専門職がいればなお良いのですが。

○委員

私が出した資料①の一番したいに書いた社会教育分野での学習機会の創設は、人をどうやって育てるのかという話なのですが、私はこの審議会に参加させて頂いて会長の話を聞くことが

出来て最高の勉強の場にもなっています。少数の人が頑張ると言うのは嫌なので、庁内においてもそんなのですが、市民においても継続的に学習できる場が、子どもや、大人が持てる様に入口を広く作られていると、良いなと思い社会教育と言う書き方をしました。最後の3で、財政面も書いたのですが今お話もあった様に、緑を看板としてやっていくのであれば、と言う所で、都市間競争の中で差別化していくかと言った時に、構成の中に維持管理予算のさらなる確保が必要とありましたが、もう少し踏み込んで他の施策を抑えてでも一般財源を投入しないと、今考えていることは実行できないですよ。それぐらいの言い方を、最終的に実現するかどうかは色々なバランスや政治的な話がありますが、ここの場としては、そういう事をちゃんと確保してやっていくという事をもう少し書いて頂いた方が良く、まちづくりにおいてマイナスではないと思います。東村山市が今後どのように伸びていくかを考えた時に、やはり緑だという事を前提にスタートしていますので、そういう形が取れたら良いのかと思います。

○委員

ボランティア管理組織の編成の項目の黒点2つ目の全体の組織化調整・整理と言う所に、育成も追加してください。

○会長

わかりました。

特に後半の部分はですね、管理体制については人や財政がらみがあるので、事務局の方でも修正や意見を検討しておいてください。なかなか、出来る所と出来ない所がありそうですが、必要な事は言わないといけないので。

○委員

事務局が一番苦労しているのは、管理予算が少ないことですから、緑を大看板にして、だから予算を付けるべきだと、今ご意見もあったのだから。

○職務代理

資料②の内容は答申をする背景です。これは、触れざるを得ないし、触れなければいけない。これを踏まえたうえで、議論し答申になりましたという形に、当然なるのではないかという事で、私なりにまとめました。一つは、北山公園再生計画における混乱から学ぶという事で、資料はあまりなかったのですが、記憶の中からまとめてみましたので、文言をよく読んで頂いて、何らかの形で記録的に残しておこうと思い書きました。これは、答申そのものではありませんので、答申の参考資料と言う形になります。北山公園、東村山市にとって歴史的に、市民と行政それぞれ対立した事案ですので、当初から対立したのかどうなのかという事になるとまた別なのですが、その辺の経過をまとめてありますので、読んで頂きたいと思います。二つ目は、東村山中央公園実現に向けた市民運動から学ぶという事で、これは当時から、市民、議会、市

が一体となった運動という事で、今の中央公園が出来たという経過を書いてあります。それから学ぶべき事も、大変大きなものがあります。三点目が、先程から色々議論されていましたが、緑地保護地域における固定資産税減免について、基本的にこの考え方は緑地保全基金がここ数年積立が無い訳です。それを、審議会なりの力を上手く利用して何らかの形で計画的な積み立てをした方が良いのではないかという事です。提案事項といたしまして、現在の緑地保護区域の総面積と、それに対する時価総額を母体として出しまして、それに対して将来的に取得する面積ですね、100%は無理だと思いますので、目標として70%、80%とか、緑地保全基金の積立額もしくは市が取得したい面積の目標を決めて、それに対する財源の検討です。基金で、どれだけ対応するのか、あるいは年度予算ですね。基金だけではなく年度予算で買う事もあります。あるいは、公社対応、都の補助金等を利用した財源の検討をする。将来的に取得する期間、恐らく相続が発生するのは10年後、20年後で中長期的なスパンになると思います。その期間を想定して10年後の緑化基金の積み立て額をいくりにするのか、あるいは20年後の積み立て額をいくりにするのか。そういった、シミュレーションを行い、計画的な積み立てをしたらどうか、という提案です。その計画を、緑化審議会に報告して、審議して頂いて、それを認知された物として予算要求をする、あるいはそれを理事者に説明する。そういった事が、必要になると思います。やはり、最終目標は公有地化をすることですので、その為の基金を計画的に積み立てをする事を、一つの目標にして頂きたいという提案です。四点目は、全生園の森なのですが、これにつきましては入所者の方が人権の森構想を打ち出しておりますので、それを市としてどうしていくのか。中央公園の事例もありますので、そういった議会、市民、市が一体となつての今後の取り組みを、今から検討する必要があるのではないかという事です。それから五点目は、これは手続きの問題ですが答申を有効に周知させるための説明という事で、特に議会ですね。街路樹については都市整備委員会の所管です。学校については生活文教委員会の所管。それぞれの所管の、例えば委員長が、街路樹の緑のあり方、学校の緑のあり方について、知らないという事の無いように十分に説明をする必要があるのではないかと。二点目は、都市計画審議会。緑化審議会に直接的に関係のある都市計画審議会への説明。三点目は教育委員会、施設管理者への説明。四点目は、緑を守る市民協議会、あるいは緑に関する市民団体への説明。そういった説明を十分に行い、この答申を有効的に活用する、あるいは周知をして答申の実現を図っていく。それが、必要ではないかという事で、この5点についてまとめました。

○会長

ありがとうございます。この一点目と二点目は是非、参考資料に加えて頂いたらいいんじゃないでしょうか。これまでの経緯ということもあって、鑑の部分を少し変え

て頂ければ、これは参考資料でつけておいた方がいいと思います。

○職務代理

時系列などを、検証する必要があるものですが、見て頂きたいと思います。

○会長

一部ですね、ここの部分は先程お話があったように、所管は違うけれども内部に言葉を入れておくということに、この中から要点は抜き出して入れたらいいなと思います。あと、三点目と四点目に関しては提案の形に少し修正して入れたらいいかと思います。五点目は、他と切り離して考えます。

今日も、熱心に議論していただきましたので方向性もかなり出てきて、修正しなければいけない点も出てきましたが、今後のやり方ですが、とりあえず私がもう少し頑張ってみますので、あとは事務局の方で特に組織がらみの方は項目を含めて少し整理していただきたいと思います。あとは、委員の皆さんに出していただいたことを、私なりに整理して盛り込んでいきたいと思います。とにかく一度作って、事務局にお渡しをして、事務局の案も含め、なるべく早く皆さんにお渡しして、次回にはそれについて意見をお持ちより頂いて最終的に決める、という様に進めたいと思います。こういう問題ですので、時間を掛ければ掛けるだけの沢山の項目があるのですが、時間は限られていますので、なるべく要点を絞り込んでシンプルにできればいいと思います。

○事務局

長い時間、熱心にご議論いただきありがとうございました。事務局から二点ほどお話しさせていただきます。一点目は、職務代理からもお話がありましたが、この答申をいかに周知をしていくかという事の一つになるかと思いますが、実は今年東村山市は市制施行 50 周年という事で行っている様々な事業の一つとして東村山 50 景として景観に関する内容で選定を進めています。10 月 26 日の市制施行 50 周年の記念式典の中で発表していくという事になっておりまして、それらを含めて緑化審議会で頂いた緑の保全管理の在り方と合わせて、シンポジウム形式を基本に、市民の方々に聞いていただく機会を設けようと考えております。まだ、今のところ具体的な日程が示されていないのですが、いずれにしても 11 月以降の日程で会長にご指導頂ながら、広く市民の方々に周知していきたいと考えておりますのでご案内させていただきます。二点目なのですが、緑化審議会の委員の中で、農業委員会が推薦いただいている委員がお二人いらっしゃいますが、農業委員会の委員選挙行われ、この期でご勇退されるという事を伺っております。そういった意味で今回の審議会で委員としての正式な参加が最後となりますので、一言ご挨拶をいただければと思います。

○委員

私も長い間、緑化審議会という事で勉強させていただきました。なかなか、この会議に対して助かるような言葉も出てこなかったかと思います。農業委員会の退任に伴い、緑化審議会の委員も退任することになりますが、これからも緑に関心を持ちながら、頑張っていければと思っておりますので、何卒よろしく申し上げます。

○委員

私の方は2期6年でしたが、任期満了という事で次の方にお譲りするという形になりました。緑化審議会の皆様と、こうしてお仕事が出来ました事を大変うれしく思っております。また自分自身もですね、緑に関わります仕事をしている関係上、微力ではありますが、後世に少しでも緑を残していこうという努力はし続けて参りたいと思います。どうもありがとうございました。

○会長

どうもありがとうございました。

○職務代理

答申までは、お二人に来て頂いてはいかがですか。

○事務局

残念ながら、制度的に継続して頂くことは出来きないという事ですので、任期としてはズレてしまうのですが、出来れば答申をする際に任期も含めてお名前の方を入れさせて頂けたらと思います。

○職務代理

では、次回からは新しい委員さんがいらっしゃるという事ですね。

○事務局

はい。今度の総会で選出される方にお越しいただくことになります。もし、お許しいただけるならば、次回は何らかの形で、会議にご同席していただければと思います。

○委員

それが良いですね。

○事務局

ご無理をお願いしなければいけない部分もあるかと思いますがよろしく申し上げます。

○委員

わかりました。

○会長

では、これで本日は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

5. 閉会